

# 令和6年度 広島県環境・エネルギー産業 集積促進補助金



令和6年4月15日

広島県 商工労働局 イノベーション推進チーム

## 令和6年度環境・エネルギー産業集積促進補助金 説明会



#### <オンライン参加の皆様へのお願い事項>

- ①参加者名を「会社名 名字」としてください。 (他の参加者からは分からない設定となっています。)
- ②補助金説明の際は、お手元に「公募要領」をご準備ください。 URL https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/571574.pdf

QRコード



③質問等はZoom「Q&A」機能から入力してください。

### アジェンダ



- ① 令和6年度補助金概要説明(20分程度)
- ② 令和5年度補助金活用事例紹介(10分程度) (カネマサ製作株式会社)
- ③ 令和6年度補助金に関するQ&A

## 広島県の環境・エネルギー産業の取組



◆広島県の長期総合計画(10年間)



# 安心 ▷ 誇り ▷ 挑戦 ひろしまビジョン

- ◆施策領域:産業イノベーション
  - > 基幹産業であるものづくりの更なる進化 ものづくり産業(自動車・鉄鋼・造船等)
  - ▶広島の強みを活かした新成長産業の育成

環境・エネルギー産業 、健康・医療関連産業

### 環境・エネルギー産業集積促進事業(2024)



#### 海外展開

海外自治体との連携

### ビジネスモデル構築

コミュニティ形成 新規事業創出プログラム 海外スタートアップ連携

経営者向け/担当者向け 交流会(セミナー開催)

県内企業の交流を 活発化し、 新規事業創出への 機運醸成や ビジネスアイデアの 創出を支援



他社とのマッチングに より、ビジネス案の 実証レベルまでの 磨き上げを支援



開発·実証

補助金

ビジネス化に向け、 開発·実証、 社会実装を支援



海外自治体との連携 を活用し、海外市場 への導入や販路拡大 を支援



要領 p3

□ 広島県内企業が、大学・研究機関・他企業と連携して、 または単独で行う独自性のある技術・製品開発から事業開発 までを一貫支援し、将来の環境・エネルギー産業を牽引する 事業を創出すること

□ 国内外から企業や研究所等の参入を促し、環境・エネルギー 産業の集積を図ること

## 補助金の区分



要領 p3

区分	産学連携	企業連携	企業単独型【新設】	
補助区分	代表事業者及び大学等 研究機関を含む2者以 上の事業者が連携して 行う研究・開発事業	代表事業者を含む2者 以上の事業者が連携し て行う研究・開発事業	代表事業者が自社単独で行う研究・開発事業	
補助 限度額	上限:700万円	上限:500万円	上限:300万円	
補助率	2/3以内	1/2以内	1/2以内	
対象事業	・環境・エネルギー分野の新たな研究開発や事業開発であること ・概ね 5 年以内の事業化(売上計上)が見込めること			
補助対象 経費	試作·試験費、機械装置·工具器具費、研究連携費、技術指導費、 調査等委託費、直接人件費、諸経費(特許取得費等)			

#### 申請要件の考え方



要領 p3

#### □「連携」とは

共通の課題について、分担して実施する研究・開発を指す。

- ・単なるデータ分析の委託関係などは、連携に該当しない
- ・2者間に資本関係がある場合は、連携に該当しない

#### □「広島県内企業」とは

広島の事業者	申請可否	条件		
本社	司	なし		
本店	μ)			
支店				
支社	県への経済効果や	開発した製品・サービスが支店,支社,営業所の売上として計上可能な場合は対象。		
営業所	産業技術の蓄積に			
製造拠点	つながる場合、可	開発した製品を広島県内で製造する場合は対象		
研究所		開発を行う研究所が広島県内にある場合は対象		

### 企業連携型・産学連携型の申請可否例



①代表事業者に連携企業、または大学等研究機関を加えた 2者以上で構成

要領 p3

②代表事業者が県外の企業であっても、連携企業に広島県内企業が 最低1社参入していれば補助対象

> 代表事業者が 県外も可

大学等研究機関は 県外・海外も可

海外の企業も可

	代表事業者	大学等研究機関	連携企業	申請可否	タイプ
1		広島		×	_
2	広島以外	広島	広島以外	×	_
3	広島	広島	広島以外	$\bigcirc$	産学連携
4	広島	広島以外	_	$\bigcirc$	産学連携
5	広島以外	広島以外	広島	$\bigcirc$	産学連携
6	広島	_	広島	$\bigcirc$	企業連携
7	広島以外	_	広島	$\bigcirc$	企業連携

※企業単独型の場合、代表事業者が広島県内企業である必要があります。

## 補助対象分野 (環境・エネルギー分野)



要領 p4

分野①	<b>分野</b> ②	<b>分野</b> ③	<b>分野</b> ④
環境汚染防止	地球温暖化対策	廃棄物処理· 資源有効利用	自然環境保全
·大気汚染防止 ·下水·排水処理 ·土壤·水質浄化 ·騒音·振動防止 ·環境経営支援 ·化学物質汚染 防止	<ul><li>・クリーンエネルギー 利用</li><li>・省エネルギー化</li><li>・自動車の低燃費化</li><li>・排出権取引</li></ul>	<ul><li>・廃棄物処理、 リサイクル</li><li>・資源、機器の 有効利用</li><li>・長寿命化</li></ul>	・緑化・水辺再生 ・水資源利用 ・持続可能な 農林水産業 ・環境保護意識向上

(出典) 環境省「環境産業の市場規模・雇用規模等に関する報告書」

#### 補助対象経費



経費区分	<b>内</b> 容 要領 p5,6
試作·試験費	開発に要する原料や試薬等材料費や目的物の設計等委託費※試作した目的物の性能試験の委託は「調査等委託費」
機械装置·工具器具費	汎用性の高い機械装置や器具工具類は対象外
研究連携費	企業単独型では対象外
技術指導費	
調査等委託費	
直接人件費	申請書に記載した参画メンバーに限る。派遣社員は対象外
諸経費	

#### ※単価50万円以上の補助対象物件の取扱について

要領 p12

- ・補助事業によって取得した単価50万円(税抜)以上の物件は、補助事業以外の目的に使用不可
- ・補助期間終了後も、知事が定める期間を経過するまでは、他の用途に使用不可
- ・知事が定める期間以前に、当該物件を処分・譲渡等する場合、事前に知事の承認が必要

#### 補助対象経費



#### 知事が定める期間

要領 p12

#### →減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定めるとおり

参考: 別表第6 開発研究用減価償却資産の耐用年数表

種類	細目	耐用年数 (単位:年)
建物及び建物 附属設備	建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部 造作又は建物附属設備	5
構築物	風どう、試験水そう及び防壁	5
構築物	ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	7
工具		4
器具及び備品	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	4
機械及び装置	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの	7
機械及び装置	その他のもの	4
ソフトウエア		3

#### 補助対象経費



要領 p5,6

#### 【対象とならない経費例】

- 自社のオペレーションの改善に関する開発経費自社の製造工程の省エネ化、自社製品の生産管理のIC化、量産開発など
- ・ 展示会出展費、広告宣伝費など、開発要素が認められない販促費
- 経常的経費(光熱費、通信費など)
- ・ 土地など、使用用途が補助金事業に限定できないもの
- ・ 各企業で発生する開発事業に伴う交通費や宿泊費
- ・ 汎用性の高い事務用品(消耗品)、ソフトウェア等
- ・ 開発グループ内の企業間の支出(連携事業者への支出)

## スケジュール



要領 p8,11

### 申請 / 切 · · · 5月8日 (水) 17:00必着

R5年度		R	.6		R7	R8∼R12
4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	1Q
★ 3/12 公募 開始	★ ★ 5/8 5/30 申請 補助金 締切 審査会		★ 10~11月 中間 検査	★ 2~3月 完了 検査	★ 4/10迄 実績 報告 4月中旬 ~下旬	★ 4/30迄 【毎年】 事業化状況 等報告
	6月上旬交付決定		前助対象期間		_	
			あっても、交付補助対象外の		<b>前の</b> 補助金 支払	

## 申請時の提出書類



要領 p8

### 口必須書類

所定様式 ( 7 部 + PDFデータ)	·補助金交付申請書(様式第1号) ·補助事業計画書(様式第1号 別紙1) ·事業収支計画書(様式第1号 別紙2)
添付書類 (1部)	<ul><li>・決算報告書 (代表事業者の直近2期分)</li><li>・広島県内に事業所を有することを示す書類 (登記簿謄本の写しや会社パンフレットなど)</li></ul>

#### 申請時の提出書類



### ロ 必要に応じて添付 (直接人件費を補助対象とする場合)

要領 p8

	健保等級適用者の場合	健保等級適用者以外の場合
所定様式(1部)	·直接人件費対象者届出書 (細則※様式第1-1)	・直接人件費対象者届出書 (細則様式第1-2-1または第1-2-2)
添付書類(1部)	<ul><li>・直近の給与明細書</li><li>・被保険者標準報酬額決定</li><li>通知書、改定通知書の写し</li></ul>	・直近の給与明細書、就業規則等の手当金額・根拠が分かる書類

※ 広島県環境・エネルギー産業集積促進補助金における直接人件費の計算に係る実施細則

#### ロ必要に応じて添付 (パートナーシップ構築宣言※企業の場合)

添付書類

(1部)

・パートナーシップ構築宣言の写し

※ 企業規模の大小に関わらず、企業が「発注者」の立場で自社の取引方針を対外的に宣言する取組。 ポータルサイト(https://www.biz-partnership.jp/index.html)において、宣言を登録。 本補助金申請前までに宣言登録完了の必要あり。



要領 p9

### □書類審査(申請が10件を超えた場合、審査会前に実施)

- ✓ 補助金審査委員が採点方式で評価
- ✓ 事業計画書の内容について審査
- ✓ 得点の上位10件が審査会に進む (結果通知をメールにて送付)

#### 口審查会(令和6年5月30日開催予定)

- ✓ 持ち時間は、約30分 (プレゼンテーション10分、質疑15分) ※予定
- ✓ 審査の詳細は、県庁から別途通知
- ✓ 補助金審査委員が、採点方式で評価
- ✓ 補助金予算(約4,300万円)に達するまで採択



(1) 申請者の新規性(初めて当該補助金を活用するか)

要領 p9,10

- (2) 社会的な意義(開発する製品等が環境・エネルギー分野に該当するか)
- (3) 事業化の実現性

【獲得する顧客・市場】

【売上目標の妥当性】

【事業計画の妥当性・遂行能力】

【広島県の裨益】

#### (4) 開発能力

【独自性】

【開発目標の妥当性】

【開発計画の妥当性・遂行能力】

【開発の実施体制】

**(5) その他**(パートナーシップ構築宣言を公表しているか)



## 補助事業計画書作成上の留意事項について

### 作成上の留意事項(2 補助金・助成金の受給歴等)



要領 p13

#### 補助金・助成金の受給歴等

#### 該当なければ空欄でOK

#### (1) 当該補助金の受給歴

年度	申請テーマ	助成金額 (円)	本事業との関連	本事業との相違点 (関連無の場合)
R 5	○○システムの開発	△△円	有無	(開発内容の違いを記述)
			有・無	
			有・無	

#### (2) 国や県等の他の補助金・助成金の受給歴(過去5年間)

年度	申請先	申請テーマ	助成金額 (円)	本事業との関連
H30	広島県○○課	環境配慮型△△の開発・実証	△△円	有無
R1	△△機構	△△のベトナム展開	△△円	有(無)
				有・無

#### 国や県等の他の補助金・助成金への申請状況 (今年度) (3)

申請先	申請テーマ	助成金額 (円)	採否決定 予定時期	採否後の 選択※
経済産業省	△△の社会実装	△△円	R6年6月頃	×

※本申請と同一又は類似の開発テーマについては、両方採択された場合、環境・エネルギー産業集積促進補助 金を活用:「×」、他補助金を活用:「○」を記載してください。



開発事業の概要

要領 p14

今年度追加箇所

分野番号は

選択

要領p4、5から

- 概略
  - (1) テーマ名

(環境・エネルギー分野に関連するものとしてください。)

- 該当分野 (様式第10号 (第4条関係) から選択)
- A) 環境汚染防止 B 地球温暖化対策 C 廃棄物処理・資源有効利用 D 自然環境保全

分野番号: A-a-31 (小分類:土壌、水質浄化用装置・施設)

(3) 事業コンセプト

(本事業を実現することにより、どのような社会課題の解決に繋がるのかなど、本事業を実施する背景や

意義を記述してください。)

(4) ビジネスモデルの概略

(想定しているビジネスモデルについて、4つの要素を箇条書きなど端的に記載してください。)

① 誰に か記載してください。)

(どのような顧客がターゲット (開発する製品・サービスの価値) を記載してください。)

② 何を

①~③は箇条書き可

③ どのように販売するか (技術的な開発手法でなく、代 理店販売やサブスクリプショ ン型など、②をどのように①へ 販売するのか、その販売手法を

記載してください。)

開発した製品を 顧客に届ける 手段を記載



要領 p14

#### 独自性

(技術や提供価値、販売手法における競合他社との差異など、当該ビジネスモデルが有する独自性に ついて記載してください。)

#### (5)ビジネスモデルを実現する能力

(当該ビジネスモデルの実行性について、自社や開発メンバー(企業単独型の場合は除く)の販売力や開発 力などのリソースや強みを踏まえて記述してください。)

#### 「1 概略」は<u>1ページ以内</u>に収める必要あり

(注)「3開発事業の概要 1概略」は、1ページ以内とすること



#### 2 事業化計画

要領 p15

#### (1) ターゲット

(商品化、事業化しようとする製品・サービスは、どのような顧客をターゲットとするのか、選定した背景 や理由を含め、1 (4) ① 「誰に」の詳細を記述してください。)

#### (2)市場規模

(上記2(1)で想定する顧客を念頭に、開発した製品・サービスを投入する市場について、現在の市場規 模と5~10年先の将来の市場動向・成長性を記述してください。)

#### (3) 競合状況

(ターゲットとする市場において、どのような競合企業や競合製品・サービスが想定されるのかを記述し てください。)

- 「2事業化計画」、「3開発計画」はページ数制限なし
- 図や表の挿入もOK
- (1)~(3)は、審査項目【獲得する顧客・市場】に関連する項目



要領 p15

#### 売上の目論見 (4)

(5年以内の事業化に向け、補助事業終了後5年間の売上目標額を年度ごとに表へ記入してください。ま た、販売数や販売先などの売上額の算出根拠を示すとともに、上述の市場環境でどのように他との差別化 を図り売上を上げるのか1(4)③「どのように販売するか」の詳細を記述してください。)

#### <数値目標>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
売上額	0円	0円	△億円	△億円	△億円

<算出根拠>

<販売戦略>

補助対象要件「概ね5年以内の事業化が見込める事業」として、 審査項目【売上目標の妥当性】に関連する項目



(5)事業化にあたっての課題及び解決策(市場へのアプローチや販路開拓等についても記入) 要領 p16

(技術的な課題を除き、法令上の規制や製品・サービスを販売していく上で想定している課題とそれに対 する現時点での解決策(どのように市場にアプローチをして、販路拡大を図るのか等)を記述してくださ V)

- 事業のロードマップ
- (2(5)を踏まえ、補助事業終了後から5年間の事業スケジュ
- (7)広島県経済への効果について

(上述の売上による経済効果を除き、雇用創出や関連産業若 込まれる波及効果があれば記述してください。)

協業など事業化の際に見

記述してください。)

販売方法や実績作りなど、開発後に市場投入していく上での 課題を記載。

- ※開発上の技術課題ではありません。
- ・ (5)、(6)は審査項目【事業計画の妥当性・遂行能力】に関連する項目
- (7)は審査項目【広島県の裨益】に関連する項目



要領 p17

#### 開発計画

#### 最終製品・サービスの特徴

(商品化、事業化しようとする製品・サービスの特徴について、競合他社や従来手法との差異、独自性など を含め、1(4)②「何を」の詳細を記述してください。)

#### 開発の全体工程と本補助事業を活用する工程

(開発の最終目標とそこに至るまでのロードマップを示し、最終目標から逆算して、当該補助事業により 行う開発フェーズ及び達成目標について記述してください。なお、現時点の開発状況や手法等の詳細は後 段の項目で記述してください。)

- 「2事業化計画」、「3開発計画」はページ数制限なし
- 図や表の挿入もOK
- (1)は、審査項目【独自性】に関連する項目
- (2)は、審査項目【開発目標の妥当性】に関連する項目



要領 p17、18

(3)これまでの開発状況と課題

(商品化、事業化しようとする製品・サービスの現時点での開発状況及び3(2)で述べた開発目標を達成 するために克服すべき技術課題について、具体的に記述してください。)

- 本事業を活用して行う開発内容(課題解決のための具体的内容及び手法) (4)
- (3 (3) で述べた課題に係る解決策を示し、解決策を実行するための具体的な手法等について記述してく
- ださい。) 代表事業者、連携企業、大学等研究機関の各々の役割がわかるよう記載

(5)	(5) 開発スケジュール											
No		開発項目	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	△△材開発	原料調査								•		
		データ解析・最適化										
		性能評価	- 77		1							100
		現場試験	(c)		3 - 8						,	3

(3)~(5)は審査項目【開発計画の妥当性・遂行能力】に関連する項目



要領 p19

役割分担等 (6)

代表事業者の役割

(3(4)で述べた解決策の実行・検証にあたり、代表事業者が担う役割や技術的な能力を記述してくださ V)

連携先(大学や研究機関、他企業等)の役割 (企業単独型の場合は記入省略)

(3(4)で述べた解決策の実行・検証にあたり、連携先が担う役割や技術的な能力を記述してください。)

連携により生まれる効果 (企業単独型の場合は記入省略)

(連携により、どのような効果が生まれるのか、また連携の必要性について記述してください。)

#### (7) 開発グループの体制

区分	所属名	職名	氏名	役割・担当
	株式会社△△	担当課長	$\triangle \triangle \triangle \triangle \triangle$	****統括
代表		主任研究員	$\triangle \triangle \triangle \triangle \triangle$	****設計·試作
代表事業者		研究員	$\triangle\triangle$ $\triangle\triangle$	****這平価
事業者	●●株式会社	••	•• ••	*****設計
老者		••		****試作
大学等	◆◆大学	••	** **	****分析·評価
研究機関				statedest==1t==1.

(6)、(7)は審査項目【開発の実施体制】に関連する項目

#### 作成上の留意事項(事業収支計画書)

株式会社△△

2, 200, 000

2,000,000

4, 565, 000

1,650,000

990,000

900,000

165,000

150,000

330,000

300,000

1,605,000

1,605,000

825,000

750,000

5, 180, 000

3,000,000

10,680,000

7, 355, 000



(1)補助事業収支明細書

経 費 区 分

試作·試験費

機械装置・

工具器具費

研究連携費

技術指導費

調査等委託費

直接人件費

経

費

計

諸

合

上段:税込 下段:税抜

要領 p20

申請額は

各社の資金

支出内訳で

計算した額

の合計

補助事業に要する経費 (上段) 補助金交付 費 象 (下段) 請 額 計 4, 180, 000 1,980,000 2,533,000 1,800,000 3,800,000 2,000,000 6, 565, 000 1, 100, 000 1,650,000 0 990,000 600,000 900,000 165,000 0 100,000 150,000 330,000 200,000 0 300,000 1, 200, 000 2,805,000 (注1) 1,870,000 1, 200, 000 2,805,000 0 825,000

750,000

15, 860, 000

10, 355, 000

合計は

500,000

(注2) 6,903,000

上限額以

企業:500万円

単独:300万円

## 作成上の留意事項(事業収支計画書)



30

名称	資金支出P 株式会社△∠					税込	税抜		要	領 p21
区経分費	種別	仕 様	単位	数量	単 価 (円)	補助事業に 要する経費 (円)	補 助 対 象 経 費 (円)	補助金交付 申 請 額 (円)	備考	
	樹脂	0000	枚	50	6,000	330, 000	300, 000		▲▲機器 材料	
試	鋼材	0000	kg	20	1,000	220, 000	200, 000	金型材料		
作	△△装置設計		式	1		1, 650, 000	1, 500, 000		外注委託	
試			2 2 2 2							
験費		50 day 45 day 46 day an					33. At 10 10 10 30 30 30			
貝				10 1						
		小	+			2, 200, 000	2, 000, 000	1, 333, 000		
	◇◇装置	<b>****</b>	式	1	F	1, 265, 000	1, 150, 000			
工機具械	EMI測定装置	電磁環境試験用	回	5	000	550, 000	500, 000		借用	
工具器具費機械装置・	◆◆装置	****	台	5	,000	2, 750, 000	0			
費・		小	<del> </del>		1	4, 565, 000	1, 650, 000	1, 100, 000		

補助金交付申請額は経費区分ごとの小計額に補助率を乗じ、千円未満切捨て

#### 補助金に対するご質問について



- ◆ 補助金に対するご質問については後程お時間を設けております。
- ◆ 会場参加の方は後程挙手により、質問を承ります。
- ◆ オンライン参加の方は、zoomのQ&A機能により、 質問をご記入ください。
- ◆ その他申請に当たってのご相談は本日に限らず承りますので、 下記までご連絡をお願いいたします。

広島県商工労働局イノベーション推進チーム 担当 湯浅TEL 082-513-364
Mail syo-kankyo@pref.hiroshima.lg.jp